

# 避難行動要支援者制度の概要について

## 1 避難行動要支援者制度の経緯

東日本大震災で多くの高齢者や障がい者が犠牲となったことを教訓に、平成25年に災害対策基本法が改正され、自力での避難が困難な方々への名簿作成が市町村に義務付けされました。

## 2 避難行動要支援者の定義

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と新たに定義。「要配慮者」のうち特に避難行動に係る配慮が必要な人を「避難行動要支援者」と定義。

## 3 避難行動要支援者の要件（施設入所者、長期入院者は除く）

- ◇介護保険制度 要介護認定3～5
- ◇療育手帳 A判定
- ◇精神障害者保健福祉手帳 1級
- ◇身体障害者手帳 1級～2級
- ◇上記の要件に当てはまらないが、避難支援が必要で名簿掲載を希望する人

## 4 名簿に掲載する必須事項

- ◇氏名
- ◇生年月日
- ◇住所又は居所
- ◇性別
- ◇連絡先
- ◇避難支援を必要とする理由

## 5 名簿情報の外部提供

平常時には外部提供に対する同意を得た人が掲載された名簿を、避難支援等関係者へ提供が可能。

災害時には同意の有無に関係なく、名簿を避難支援等関係者へ提供が可能。

## 6 避難支援等関係者

- ◇消防機関
- ◇民生・児童委員
- ◇町内会・自治会・自主防災組織
- ◇警察機関
- ◇社会福祉協議会
- ◇その他市長が認める者

## 7 名簿情報の適正な管理

市と避難支援等関係者は、名簿情報を提供する際に個人情報の適正な管理に関する覚書を締結します。

## 8 平常時の取組み

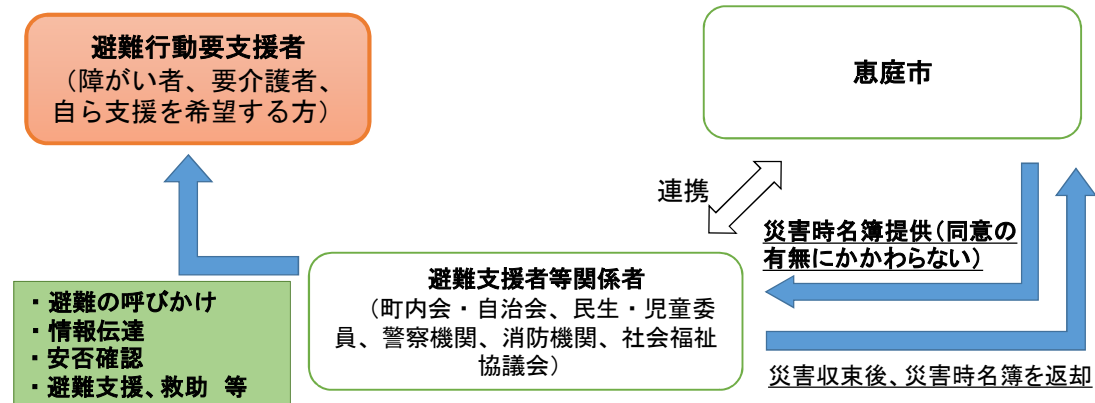
災害時に要支援者の円滑な避難支援が行えるよう、平常時から声掛けや見守り活動を行ったり、防災訓練への呼びかけ、個別の避難計画の作成などを行います。

## 9 避難支援等関係者の法的責任について

この制度は避難支援等関係者やその家族の安全が前提であり、災害時の避難支援が保証されるものではなく、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。

# 災害時の避難行動要支援者名簿の活用

## 【災害時】



※避難支援等は、義務や責任が課されるものではなく、支援者やその家族の安全が確保されていることが前提です。

# 平常時の避難行動要支援者名簿の活用

## 【平常時】

